

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により述べられた意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成30年2月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）ナフコツーワンスタイル滋賀大津店、ヤマダ電機テックランド大津玉野浦店 大津市玉野浦 2394 番 4 号
- 2 意見の概要
 - (1) 草津市からの意見
 - ア 店舗の立地に伴い渋滞の発生が予見されるため、駐車対策や誘導方法等について十分な計画を立てることに
より、スムーズな交通流動を確保し、混乱が生じないよう努められたい。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
 - (2) 縦覧期間 平成30年2月16日から平成30年3月16日まで